

## 第3章 地震防災施設等整備計画

### 第1節 防災業務施設の整備

#### 1 消防用施設の整備

##### (1) 事業の目的

地震発生時に予想される火災から生命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ、防火水槽等の消防施設の整備を図る。

##### (2) 整備の内容

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプを整備する他、コミュニティ防災センター等を整備する。

#### 2 通信施設の整備

##### (1) 事業の目的

地震災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な施設の整備の促進を図る。

##### (2) 整備の内容

地域内の情報を正確かつ迅速に収集、伝達、網羅できるよう施設を整備する。

#### 3 地域防災拠点施設の整備

##### (1) 事業の目的

地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備の促進を図る。

##### (2) 整備の内容

防災センターを拠点施設として、その他市有施設の新築、増築、改築等の機会をとらえて、防災拠点施設として整備する。

#### 4 備蓄倉庫の整備

##### (1) 事業の目的

地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備の促進を図る。

##### (2) 整備の内容

市有施設に備蓄倉庫を整備する。

#### 5 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備

##### (1) 事業の目的

地震災害時における飲料水、電源の確保、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備の促進を図る。

##### (2) 整備の内容

飲料水、電源の確保等に必要となる井戸、貯水槽、水泳プール、浄水機、自家発電設備、その他の施設及び設備の整備を図る。

## 6 防災上重要な建築物の整備

### (1) 事業の目的

防災上重要な建築物で、地震防災上改修又は補強を要するものの整備の促進を図る。

### (2) 整備の内容

公的医療機関その他政令で定める医療機関、社会福祉施設、公立の小中学校、養護学校及びその他不特定多数の者が利用する公共建築物のうちで、地震防災上改修又は補強を要するものの整備を図る。

## 7 応急救護設備等の整備

### (1) 事業の目的

負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備の促進を図る。

### (2) 整備の内容

自主防災組織等が、地震災害時に負傷者を一時的に収容及び保護するための応急的な措置に必要なバール、ノコギリ、スコップ、斧、ジャッキ、発動発電機等とこれらを収納する倉庫などの設備及び資機材を整備する。

## 第2節 避難地・避難路の整備

### 1 避難場所の整備

#### (1) 事業の目的

避難困難地区の解消、受入れ能力の増強等避難危険の解消を図る。

#### (2) 整備の内容

安全かつ適正な避難地の確保を図る。

### 2 避難路の整備

#### (1) 事業の目的

避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化の促進を図る。

#### (2) 整備の内容

多数の住民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について、幅改良、老朽橋の計画的な修繕等の促進を図る。

### ●資料19 藤岡市指定緊急輸送道路及び避難路（215ページ）

### 第3節 緊急輸送活動体制の整備

大規模地震による災害時には、緊急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

#### 1 輸送拠点の確保

市は、災害時の物資集配拠点として予定している「みかぼみらい館」について、集配体制を整備する。

#### 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

群馬県指定の緊急輸送道路（※）のほか、市は次の拠点を結ぶ区間も県警察・道路管理者等と協議のうえ緊急輸送道路として指定し、耐震化や災害時の啓開体制の整備を推進する。

また、緊急輸送道路と避難所を結ぶ区間についても避難路として指定する。

（1）藤岡市内の災害拠点病院、公的医療機関、臨時ヘリポート等

（2）藤岡市が指定する救護所、物資集配拠点

ア 高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

イ アの道路と次に掲げる地点のうち県知事が指定するものとを連絡する道路

（3）藤岡市指定の緊急輸送道路

群馬県指定の緊急輸送道路のほか、市が指定する緊急輸送道路は「資料19 藤岡市指定緊急輸送道路及び避難路」（215ページ）のとおりとする。

（※）地震防災対策特別措置法に基づいて、次の基準により県が指定する道路区間である。

① 県、市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊の庁舎

② 救援物資等の備蓄地点又は集積地点、広域避難地

#### 3 ヘリポートの確保

地震災害時には陸路の寸断が予想され、この場合は、ヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。このため、市及び消防機関は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地に関係する機関及び住民等に周知する。

#### 4 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路ネットワークに係る道路、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で、地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備等を図る。

（1）各道路等管理者（市、県（藤岡土木事務所）、高崎河川国道事務所）は次の対策を行う。

ア 管理する道路等について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。

イ アについて、緊急輸送道路を優先して実施する。

ウ 発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、藤岡市災害協定建設協力会との協定に基づき要請する。

5 消防活動の困難を解消するための道路整備

住宅密集地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図る。

## 第4節 地震防災上必要なその他の施設等の整備

### 1 家屋密集地域の地震防災上必要な施設等の整備

#### (1) 事業の目的

地震発生時に大きな被害の発生が予想される老朽住宅密集市街地に対する地震防災対策、及び家屋の密集している地域の防災対策上必要な施設の整備を図る。

#### (2) 整備の内容

老朽住宅密集市街地に対する地震防災対策を推進するほか、砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用配水施設にあるため池等で、家屋の密集している地域の地震防災上必要な施設の整備を図る。

### 2 公益物件収容施設の整備

#### (1) 事業の目的

ライフライン等の保護、電柱の倒壊等による危険防止及び道路機能を維持するための公益物件収容施設の整備を図る。

#### (2) 整備の内容

共同溝、電線共同溝等の電線、通信線、ガス管、水管等の公益物件を収容するための施設の整備を図る。